

令和4年12月14日		
資料 提 供		
担当課	知事部局	監察査察課 石井(内2136) 大平(内2115) 直通TEL073-441-2136
	教育委員会	総務課 井上(内3624、直通TEL073-441-3640)

## 不正行為等通報の受理・処理状況について

令和4年11月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

### (知事部局)

#### 1 知事部局の通報の件数

##### (1)通報者別

通報者	件 数(件)
県民等	
匿名	3
職員等	
計	3

##### (2)通報方法別

通報者	件 数(件)
電子メール	2
郵便・FAX	1
面談	
電話	
計	3

#### 2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通 報 内 容		処 理 状 況
①	酒を飲んで事故を起こしたのに、飲酒運転で捕まらなかつた県民がいる、という話を聞いた。	所管外のため不受理とし、警察本部に情報提供した。
②	ある県立学校のクラブのバスについて、当該校とは関係のないチームも使用している。	所管外のため不受理とし、教育委員会に情報提供した。
③	県職員採用試験が公平かどうか知りたい。	所管外のため不受理とした。

通報内容を分類すると次のようになります。

##### (1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの

##### (2)県の行政事務処理、その他に関するもの

3 ①②③

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

##### (1)調査の結果、是正の必要がないもの

(うち通報内容が事実とは認められないもの)

(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)

(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)

(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)

##### (2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの

##### (3)調査を継続中としたもの

##### (4)不受理としたもの

3 ①②③

#### 3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(10月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

## (教育委員会)

### 1 教育委員会の通報の件数

#### (1) 通報者別

通報者	件 数(件)
県民等	
匿名	2
職員等	
計	2

#### (2) 通報方法別

通報者	件 数(件)
電子メール	2
郵便・FAX	
面談	
電話	
計	2

### 2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)…教育委員会で受理・調査・処理

通 報 内 容		処 理 状 況
① ある小学校の担任が、児童に対して不適切な指導を行っている。		当該校の設置者である市町村教育委員会の権限に属するため、当該教育委員会に回付し、調査対応させた。
② ある県立学校的クラブのバスについて、当該校とは関係のないチームも使用している。		バスはOB会の所有物で所管外のため不受理とし、当該校に情報提供した。

通報内容を分類すると次のようになります。

- (1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの  
 (2) 県の行政事務処理、その他に関するもの

1 ①  
 1 ②

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

- (1) 調査の結果、是正の必要がないもの

(うち通報内容が事実とは認められないもの)

(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)

(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)

(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)

- (2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの

- (3) 調査を継続中としたもの

- (4) 不受理としたもの

2 ①②

### 3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(10月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、今回発表できるものはありません。